

# 年金積立 インデックスファンド日本債券

DC インデックス日本債券 (愛称)

追加型投信 / 国内 / 債券 / インデックス型

- 本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
  - ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
  - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
  - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]  
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 368 号  
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>  
コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前 9 時～午後 5 時。土、日、祝・休日は除きます。）
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
野村信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「年金積立 インデックスファンド日本債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年1月19日に関東財務局長に提出しており、2012年1月20日にその効力が発生しております。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	債券	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド	その他 (日興債券 パフォーマンス インデックス 総合)

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6兆6,993億円
	(2011年11月末現在)

\*日興債券パフォーマンスインデックス（総合）は、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が発表している、日本の債券市場の動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付会社からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はSMBC日興証券株式会社に帰属します。また、SMBC日興証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

## ファンドの特色

**日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の動きに連動する投資成果をめざします。**

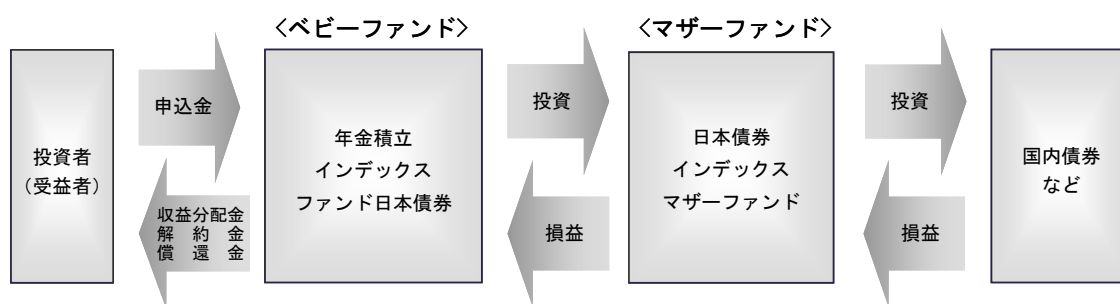
主として、「日本債券インデックスマザーファンド」への投資を通じて、わが国の公社債に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の動きに連動する投資成果をめざします。

「日本債券インデックスマザーファンド」の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、購入・換金動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### 《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### 主な投資制限

- ・株式への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

### 分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

### 流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

<日興債券パフォーマンスインデックス（総合）と基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・ 日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の採用銘柄の変更や構成比率の変更などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・ 有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・ 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと日興債券パフォーマンスインデックス（総合）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2011 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………11,070円  
純資産総額……………52.83億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金込基準価額は、2001年11月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※分配金込基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移（税引前、1万口当たり）

2007年10月	2008年10月	2009年10月	2010年10月	2011年10月	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	70円

## 主要な資産の状況

### <資産構成比率>

組入資産	比率
債券	99.54%
債券先物	0.00%
現金その他	0.46%

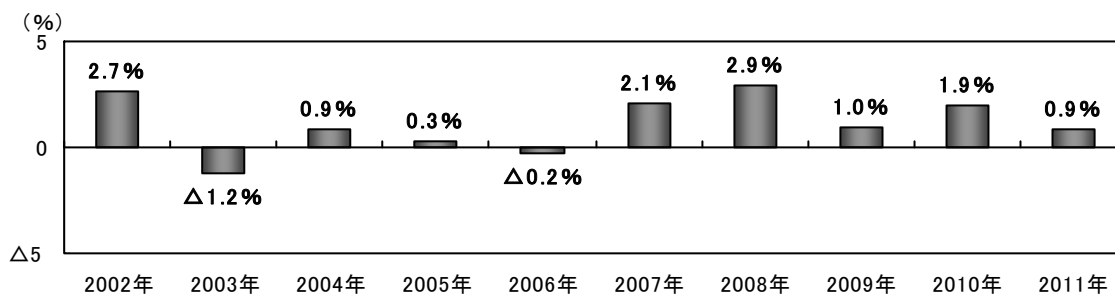
※当ファンドの実質組入比率です。

### <組入上位10銘柄>

	銘柄	種類	クーポン	償還期限	通貨	比率
1	第299回利付国債(10年)	国債証券	1.3%	2019年3月20日	日本円	2.48%
2	第69回利付国債(5年)	国債証券	0.9%	2012年12月20日	日本円	2.02%
3	第60回利付国債(20年)	国債証券	1.4%	2022年12月20日	日本円	1.77%
4	第290回利付国債(10年)	国債証券	1.4%	2018年3月20日	日本円	1.49%
5	第81回利付国債(5年)	国債証券	0.8%	2014年3月20日	日本円	1.43%
6	第303回利付国債(10年)	国債証券	1.4%	2019年9月20日	日本円	1.20%
7	第268回利付国債(10年)	国債証券	1.5%	2015年3月20日	日本円	1.19%
8	第305回利付国債(10年)	国債証券	1.3%	2019年12月20日	日本円	1.18%
9	第313回利付国債(10年)	国債証券	1.3%	2021年3月20日	日本円	1.11%
10	第88回利付国債(20年)	国債証券	2.3%	2026年6月20日	日本円	1.05%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2011年は、2011年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ただし、確定拠出年金制度上の購入の申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2012年1月20日から2013年1月18日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2001年10月17日設定）
繰上償還	委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
決算日	毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※原則として、分配金は再投資されます。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>ありません。(有価証券届出書提出日現在)</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	<b>換金時の基準価額に対し 0.1%</b>

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<b>ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.4725% (税抜 0.45%)</b> 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。			
	<運用管理費用の配分> 運用管理費用 (年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	0.4725% (0.45%)	0.1470% (0.14%)	0.2940% (0.28%)	0.0315% (0.03%)
	※括弧内は税抜です。			
その他の 費用・手数料	監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。			

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

- ・上記は、2012年1月19日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**nikko am**